

別表一の二(二)次葉

「35」欄又は「39」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

		連 結 事 業 年 度 等	・ ・ ・ ・	法人名		
法 人 税 額 の 計 算						
特例税率の適用がある場合	(1)のうち年800万円相当額以下の金額 $800\text{万円} \times \frac{1}{12}$	35	000	(35)の10%相当額	42	
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200\text{万円} \times \frac{1}{12}$	36	000	(36)の20%相当額	43	
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 (1) - 10億円 $\times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の22%相当額	44	
	連結所得金額 (35) + (36) + (37)	38	000	法人税額 (42) + (43) + (44)	45	
上記以外の場合	(1)の金額又は800万円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の16%相当額	46	
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (39)	40	000	(40)の20%相当額	47	
課税標準	(2)					
法人の申告額の計算	この申告により減少する(11) - (53)若しくは(54) - (22)					
	連結欠損金の当期控除額	56				
	翌期へ繰り越す連結欠損金	57				

「35」欄

特定の協同組合等※が中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の8第2項」

② 「区分番号」欄：「10372」

③ 「適用額」欄：「35」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。

2 別表一の二(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

※ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限ります。)のうち、租税特別措置法第68条の108第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

「39」欄

協同組合等が中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の8第1項第2号」

② 「区分番号」欄：「10370」

③ 「適用額」欄：「39」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。

2 別表一の二(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

別表一の二(二)次葉 平二十八・四・一以後終了連結事業年度等分